令和6年度 新見市特定保健指導実施要領

1 実施機関

新見市との間に締結する令和6年度特定健康診査等の実施に係る委託契約に基づき、新見市の委託を受けた特定保健指導実施機関において特定保健指導を実施する。

2 対象者

新見市国民健康保険被保険者で、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者。 腹囲が 85cm 以上(男性)・90cm 以上(女性)の者又は腹囲が 85cm 未満(男性)・90cm 未満(女性)の者で BMI が 25 kg/m以上の者のうち、血糖(空腹時血糖 100mg/dl以上、または 100mg/dl以上、または随時中性脂肪 175mg/dl以上、または 100mg/dl以上、または 100mg/dl以上、ま

【図表 a:対象者の階層化】

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対 象			
版 出	①血糖 ②脂質 ③血圧		40~64歳	65~74歳		
男性85cm 以上 女性90cm 以上	2つ以上該当	_		動機付け支援		
	1 つ該当	あり	慢型5000000000000000000000000000000000000			
		なし				
上記以外で BMI25以上	3つ該当	_				
	2つ該当	あり	人民國的人族	動機付け支援		
	∠ ノ該∃	なし		到域別リン方		
	1つ該当	_				

^{*}糖尿病、高血圧、脂質異常症の治療中(薬剤服用)者は対象としない。

3 実施者

医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を作成し、医師、保健師、管理栄養士又は 食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働 大臣が定める者が、生活習慣の改善のための取組に係る支援を行う。初回面接を行った者と評価の実施者は 同一の者とすることを原則とするが、同一機関内であって、組織として統一的な実施計画及び報告書を用い るなど、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされているならば、初回面接を行った者以外の者が評価を 実施しても差し支えない。

また、業務に付随する事務の管理を行う常勤の管理者を置くこと。

【図表り:特定保健指導の実施可能者】保健指導事業

		保健指導事業 の統括者	初回面接、計画作成、評価	3か月以上の継続的な支援
専門的知識及び技術を有する者	医師	◎常勤	0	0
	保健師	◎常勤	0	0
	管理栄養士	◎常勤	0	0
	1)看護師(一定の保健指導の実務経験のある者) *2029 年度まで	_	©	0
専門的式及び技術を有すると認められる者		_	_	0

*1)が保健指導業務に従事する予定がある場合には、新見市に対し「実務経験証明書」を提出すること

4 実施期間

指導の終了(実績評価を行うまで。完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日までの期間。

^{*}動機付け支援相当は、2年連続して積極的支援に該当した者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者について、2年目の特定保健指導は動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須)の支援を実施すること。

5 実施内容

5-1 動機付け支援

(1)対象者

【図表a:対象者の階層化】のとおり。

(2)内容

①期間 • 頻度

面接による支援のみの原則1回とするが、完了までの期間としては、行動計画を作成する面接時から3か月経過後に実績評価を行うことから、約3か月となる。

②内容•形態

生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とする。健診結果、 喫煙習慣、運動習慣、食習慣、休養習慣等の状況に関する調査結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価 (3か月後)を行う。

③面接支援の具体的内容

1人当たり20分以上の個別支援、又は1グループ(おおむね8人以下)当たりおおむね80分以上のグループ支援。

【面接支援の具体的内容】

- 生活習慣と健診結果との関係の理解、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得及びそれらが対象者本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。
- 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。
- ・食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。
- 対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。
- 体重及び腹囲の測定方法について説明すること。
- ・対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。

4)実績評価

面接または通信(メール、電話、FAX、手紙等)を利用して実施。 対象者への一方的ではなく、双方向のやりとりを行い、評価に必要な情報を得ること。

【実績評価の内容】

- 実績評価は、対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものである。
- 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについて評価を行うこと。
- ・必要に応じて行動計画策定日から3か月経過する前に評価時期を設定して対象者自ら評価するとともに、行動計画策定日から3か月以上経過後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について対象者に提供すること。

5-2 積極的支援

(1)対象者

【図表a:対象者の階層化】のとおり。

(2)内容

①期間・頻度

初回時に面接による支援を行い、その後3か月以上の継続的な支援を行う。完了までの期間としては、行動計画を作成する初回時面接から3か月以上経過後に実績評価を行うことから、約3か月となる。

②支援のポイント

【支援のポイント】

- 対象者が自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。
- •健診結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を 踏まえ、対象者の生活習慣や行動変容の状況を把握し、当該年度及び過去の健診結果を踏まえ、対象 者自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。
- 対象者の健康に関する考え方を受け止め、対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるよう働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるよう支援すること。

- 対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、対象者と一緒に考え、対象 者自身が選択できるよう支援すること。
- 医師、保健師又は管理栄養士は、対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を 作成し、対象者の生活習慣や行動の変化の状況を把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指 導支援計画の変更等を行うこと。
- 対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。
- 支援を終了するときには、対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要がある。

③面接支援の具体的内容

1人当たり20分以上の個別支援、又は1グループ(おおむね8人以下)当たりおおむね80分以上のグループ支援。内容は、動機付け支援【面接支援の具体的内容】と同様。

④3か月以上の継続的支援の具体的内容

アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180 ポイント(p)以上の支援を実施することを条件とする。 ただし、2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者に ついては、動機付け支援相当の支援として180p未満でも特定保健指導を実施したこととなる。

【図表c:継続的な支援のポイント構成】

	【図衣C・継続的な文援のハイフト情及】						
アウ	腹囲2.0cm以上かつ 体重 2.0kg 以上減少※		180p				
トカハ	腹囲1.0cm以上かつ 体重1.0kg 以上減少		20p				
ム 評価	食習慣の改善		20p				
1Ш	運動習	間間の改善	20p				
	喫煙習慣の改善(禁煙)		30p				
	休養習	間の改善	20p				
	その他の生活習慣の改善		20p				
プロ		個別支援	支援1回当たり70p 支援1回当たり最低 10 分間以上				
ロセス評価		グループ支援	支援1回当たり70p 支援1回当たり最低 40 分間以上				
価	支援種別	電話	支援1回当たり30p 支援1回当たり最低5分間以上				
^	1 作出力1	電子メール等	支援1往復当たり30p 1往復二特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に 必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定 保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必 要な情報のやりとりを行うことをいう。				
	早期	健診当日の初回面接	20p				
	実施	健診後1週間以内の初 回面接	10p				

※当該年度の特定健康診査の結果に比べて腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している場合 (又は当該年度の健診時の体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) 以上かつ同体重 (kg) と同じ値の腹囲 (cm) 以上減少している場合)

⑤実績評価

面接または通信(メール、電話、FAX、手紙等)を利用して実施。

対象者への一方的ではなく、双方向のやりとりを行い、評価に必要な情報を得ること。また、継続的な支援の最終回と一体のものとして実施しても構わない。

内容は、動機付け支援・動機付け支援相当【実績評価の内容】と同様。

6 2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当 (初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に応じた支援は 180p 未満でもよい)の支援を実施した 場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者: 1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援(3ヶ月以上の継続的な支援)を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者。

状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体 重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者。

BMI<30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI≧30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

7 支援計画・実施報告書

初回時面接で、行動目標、行動計画を設定し対象者が継続できるよう、必要な支援等の内容をとりまとめた支援計画を作成する。また、指導期間中の対象者個人の保健指導実施状況や結果等をまとめたものを記録すること(「特定保健指導支援計画及び実施報告書」に記載)。

8 指導料金及び自己負担額

		指導料金				
×	分	初回面接	継続的支援	実績評価	合計	自己負担額
	1回目請求	2回目請求				
動機付け支援 動機付け支援相当		7,170円	I	1,793 円	8,963 円	0円
積極的支援		0.051 [10,088円	2,018円	00 1 55 M	0円
		8,071 円	12,10	06円	20,177 円	

途中終了者の指導料金の算定基礎及び自己負担額

返 个帐 1 日 2 旧 子 们 亚 2 并 是 圣 能						
	指導料金					
区 分	初回面接	継続的支援	実績評価	合計	自己負担額	
	1回目請求	2回目請求		□āl		
動機付け支援 動機付け支援相当 7,170 円 — — — — — — — — — — — — — — — — — —		7,170円	0円			
積極的支援 8,071円		実施ポイント数×56.0円 (10,088円÷180ポイント=56.0円) 端数(少数点以下)は切り上げ計算 実施ポイント数は180ポイントまで	_	8,071円+(実施ポイント数×56.0円)	0円	

※途中終了者

初回時面接から3か月後に終了時評価を実施し完了となるので、その途中で脱落や異動が生じた時は利用停止扱いとなる。

•途中脱落(実施予定日に利用がなく、最終利用日から2か月経過した場合)

最終利用日から2か月経過した時点で、市及び利用者(対象者)に脱落認定(指導様式1)及び利用再開を通知(指導様式2)し、その後2週間以内に利用者から再開依頼がない限り脱落と認定し、市に脱落確定した旨を通知(指導様式3)すると同時に、料金請求する。

資格喪失(退職等により医療保険者が替わった場合)

市が、実施機関及び利用者(対象者)に資格喪失(日付)を通知する。通知を受け取った実施機関は、<u>その日付までの指導料金</u>を請求する。

利用者が、資格喪失後も残額を負担してでも保健指導を継続したいという意向がある場合、実施機関は<u>途</u>中終了処理完了後、自己負担による継続処理を行うことが基本となる。

8 流れ

(1)広報

市は、対象者に対し「特定保健指導利用券」を交付し利用促進をはかる。

(2)利用

実施機関は、利用希望者から「特定保健指導利用券」を回収し、「被保険者証」の内容に違いがないか確認して受け付け、利用日や方法、内容の説明をして実施する。

(3)記録

実施機関は、指導期間中の保健指導実施状況や結果、評価等を「特定保健指導支援計画及び実施報告書」 又はそれにかわる報告書に記載(入力)し、すみやかに代行機関である岡山県国民健康保険団体連合会に報 告する。

(4)料金請求

初回面接終了後(1回目)と、実績評価終了後(2回目)の2回に分けて料金請求する。 料金請求額については、上記「7 指導料金及び自己負担額」のとおり。

9 その他

詳細は「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4.1 版) [厚生労働省 保険局] 」と「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】 [厚生労働省 健康・生活衛生局] 」を参考にすること。

その他、この要領に定めない事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。